

168 高等試験令・普通試験令・高等試験委員及普通試験委員

官制公布、文官任用令・外交官領事官及書記生任用令中

改正公布

〔大正七年一月〕

〔注記1〕 大正七月一日二十六日 内閣書記官長<sup>(免責)</sup>〔注記2〕 内閣書記官<sup>(下條)</sup> 〔印〕<sup>(木下)</sup>

〔注記3〕 内閣総理大臣 花押<sup>(寺内)</sup> 法制局長官印

外務大臣花押<sup>(本野)</sup> 大藏大臣花押<sup>(勝田)</sup> 海軍大臣花押<sup>(加藤)</sup> 文部大臣<sup>(田)</sup>  
内務大臣花押<sup>(後藤)</sup> 陸軍大臣花押<sup>(大島)</sup> 司法大臣花押<sup>(松室)</sup> 農商務大臣花押<sup>(仲小路)</sup> 逓信大臣花押

〔注記4〕 別紙枢密院副議長上奏高等試験令外四件ヲ審査スルニ右枢密院議決ノ通閣議決定裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

勅令案

ム 朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

御名 御璽

〔朱書〕 〔大正七年〕年〔二月〕月〔十七〕日

内閣総理大臣

外務大臣

司法大臣

文部大臣

上奏案ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ普通試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム

御名 御璽

(朱書) 〔大正七年〕(一)月(十七)日

内閣総理大臣

各省大臣

上奏案ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等試験委員及普通試験委員官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(朱書) 〔大正七年〕(一)月(十七)日

内閣総理大臣

外務大臣

上奏案ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(朱書) 〔大正七年〕(一)月(十七)日

内閣総理大臣

上奏案ノ通

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(朱書) 〔大正七年〕(一)月(十七)日

内閣総理大臣

外務大臣

上奏案ノ通

臣等高等試験令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第(七)号

高等試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外委任文官ノ任用資格試

験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八

条ノ試験ハ高等試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ(但シ特別ノ

規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス)

第二条 高等試験及高等試験受験資格檢定試験ハ毎年一回東京

ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

但シ第二次試験ノ中之ヲ行ハサルモノアルトキハ前年十二月

中官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二次(本)試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限

ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ニ非サレハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定ニ

合格シタル者又ハ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立ノ

学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ修了シタル者

四 高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ヲ卒業シタル

者ト同等以上ノ学歴ヲ有スト認ムル者

五 受験資格検定試験ニ合格シタル者

受験資格検定試験ハ国語、漢文、歴史、地理及数学ノ五科目

ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ高等試験委員之ヲ行フ

第五(四)条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験

ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五条 予備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相当ナル学識ヲ有

スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六条 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

論文試験ハ法制経済ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行フ

外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ

一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ(但シ)受験者ノ願(ニ依リ)アリタ

ル場合ニ於テハ他ノ(外)国語ヲ以テ之ニ代フルコト

(アルヘシ)ヲ得但シ高等試験委員ニ於テ不適當ト認ムルモノ

ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 予備試験ヲ受ケムトスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者、

文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ学歴ヲ有スト

定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同

等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大

臣ノ定ムル所ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及

化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格

シタル者ナルコトヲ要ス

第七(八)条 帝国大学法科大学(加筆・朱書)高等学校予科又ハ文部大

臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル学校)ヲ卒業シタル者ハ予備

試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

第九条 本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之

ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第一次試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコ

トヲ得ス

第一次試験ハ筆記トス

第二次試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サ

レハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二次試験ニ於テハ筆記ヲ以テ行ヒタル試験科目ニ就キ口述

試験ヲ行ハサルコトヲ得

第九條 第一次試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 刑法

五 経済学

第十條 第二次〔本〕試験ハ〔ヲ分チテ〕行政科、外交科及司法科

ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一條 本試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ

非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二條 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他

高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験

ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十一〔二〕條 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 刑法

二〔五〕 国際公法

六 経済学

以上ノ科目ハ必須トス

三〔一〕 商法

二 民事訴訟法

三 刑事訴訟法

四 財政学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十二〔四〕條 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 国際公法

三 国際私法

四 外交史

五 外国語

以上ノ科目ハ必須トス

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種

ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国語ノ外他ノ外国語ヲ併

セ試験スルコトアルヘシ

一 行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 財政学

六 商業学

七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十三(五)条 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

(加筆・朱書)

(一) 民法及国際私法

(二) 商法

(四) 刑法

(三) 民事訴訟法

(四) 刑法及刑法訴訟法

(七) 国際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一 行政法

二 国際公法

三 経済学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六条 一ノ科ヲ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ス

第十四条 一ノ科ノ第二次試験ニ合格シタル者ハ次期以後ニ於テ第一次試験ヲ經スシテ他ノ科ノ第二次試験ヲ受クルコトヲ得

第十七条 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験セザリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十五(八)条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十六(九)条 高等試験第二次試験ノ合格者ニハ高等試験合格証書ヲ付与ス

(加筆・朱書)

第十七(二十)条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

(加筆・朱書)

第十八(二十一)条 高等試験受験資格檢定試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円、高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ(本試験ノ一科ニ付)十円ヲ納ムヘシ但シ第二次試験ノ二科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ五円、三科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ十円ヲ納ムヘシ

(加筆・朱書)

第二次試験ノミヲ受ケムトスル者ハ一科ニ付五円ヲ納ムヘシ

(加筆・朱書)

第十九(二十二)条 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

(加筆・朱書)

附則 本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(加筆・朱書)

文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廢止ス

(加筆・朱書)

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条、第六十二条及第六十五条ノ改正規定、並大正三年法律第四十号(並本令中可法科試験ニ関スル規定)ハ大正第七(十二)年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(加筆・朱書)

高等試験第二次試験ニ於テ司法科試験ノミヲ受ケムトスル者ニハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り受験者ノ願ニ依リ第四条及予備試験ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

(加筆・朱書)

第十四条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル高等試験司法科試験ノ合格

(加筆・朱書)

試験ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

(加筆・朱書)

第十四条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル高等試験司法科試験ノ合格

者ニ之ヲ適用セス

(朱總)

文官高等試験外交官及領事官試験又ハ判事檢事登用試験第一回  
試験ニ合格シタル者ハ受験資格檢定試験、予備試験及第一次試  
験ヲ經スシテ第二次試験ノ各科ノ試験ヲ受クルコトヲ得

臣等普通試験令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之  
ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ  
上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第(八)号(朱世)

普通試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任文官ノ任用資格試

験ハ普通試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ普通試験委員

之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以

外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙ニ公告

ス

第三条 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ二円ヲ納ム

ヘシ

第四条 普通試験ハ中学校ノ学科目五科目以上ニ就キ中学校

卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ外各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ科目ヲ加フルコトヲ  
得

前二項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ノ承認ヲ

經ヘシ

第五条 高等試験令第三条及第十五(加筆・朱世)、(朱總)、第十八(加筆・朱世)、(朱總)、第十九(加筆・朱世)、(朱總)、第二十(加筆・朱世)、(朱總)条ノ規定ハ普通試験ニ之ヲ準用ス

第六条 普通試験ニ関スル細則ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試

験委員ニ報告スヘシ

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前文官普通試験ノ期日及場所ヲ公告シタルモノニ付テ  
ハ其ノ試験ハ仍従前ノ例ニ依ル

臣等高等試験委員及普通試験委員官制諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六

日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ

決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第(九)号(朱世)

高等試験委員及普通試験委員官制

第一章 高等試験委員

第一条 高等試験委員ハ内閣総理大臣ノ監督ニ屬シ高等試験ニ

関スル事務、高等文官任用ノ銓衡ニ関スル事務及普通試験令ニ依ル事務ヲ管掌ス

第二条 高等試験委員ハ委員長、部長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 高等試験委員ハ之ヲ三部ニ分ツ

第一部ハ高等試験行政科試験及他ノ部ニ属セサル試験其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第二部ハ高等試験外交科試験並外交官及領事官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ掌ル

第三部ハ高等試験司法科試験ニ関スル事務ヲ掌ル

第四条 委員長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第一部ノ部長ハ委員長之ヲ兼ヌ第二部ノ部長ハ外務次官、第三部ノ部長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員長ハ職員ヲ監督シ高等試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理ス

部長ハ其ノ部ニ属スル事務ヲ掌理ス

第六条 常任委員ハ六人トス各官庁高等官ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

常任委員ハ各部ニ分属シ高等試験委員ニ属スル事務ヲ分掌ス

第七条 臨時委員ハ各官庁高等官ノ中ヨリ試験施行毎ニ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ各部ニ分属シ試験ノ事ヲ掌ル

第八条 高等試験委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ置ク  
常任書記ハ六人トス各官庁判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命

ス

臨時書記ハ各官庁吏員ノ中ヨリ試験施行ノ際必要ニ応シ内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

## 第二章 普通試験委員

第九条 普通試験委員ハ之ヲ各官庁ニ置ク長官ノ監督ニ属シ普通試験及判任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ管掌ス

第十条 普通試験委員ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一条 委員長及委員ハ中央官庁ニ於テハ其ノ庁ノ高等官ノ中ヨリ、地方官庁ニ於テハ其ノ庁ノ官吏及官立公立ノ学校教員ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

第十二条 委員長ハ職員ヲ監督シ普通試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理ス

第十三条 普通試験委員ノ事務ニ関シ書記ヲ置ク各官庁判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

## 附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス(加筆・朱書)  
但シ高等試験委員第三部ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験委員官制並外交官及領事官試験委員官制ハ之ヲ廃止ス  
本令施行ノ際現ニ文官普通試験委員長、文官普通試験委員又ハ文官普通試験書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各普通試験委員長、普通試験委員又ハ普通試験書記ヲ命セラレタルモノトス

臣等文官任用令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ  
聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第十号

文官任用令中左ノ通改正ス

第三条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ改ム

第五条第一項第一号乃至第三号ヲ左ノ如ク改ム

- 一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者
- 二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者
- 三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者
- 四 裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有シ二年以上朝鮮総督府ノ判事若ハ検事又ハ台湾総督府法院若ハ関東都督府法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

東都督府法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

第六条 (加筆・朱書)〔第二号〕第四号及第五号ヲ左ノ如ク改ム

- (加筆・朱書)〔第二号〕  
一 高等試験令第七条ノ規定ニ依リ高等試験予備試験ヲ受クルコトヲ得ル者

- 四 普通試験ニ合格シタル者
- 五 高等試験ニ合格シタル者

第七条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ、「文官普通試験委員」ヲ「普通試験委員」ニ改ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官高等試験ニ合格シタル者ハ高等試験行政科試験、文官普通試験ニ合格シタル者ハ普通試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中文官高等試験委員トアルハ高等試験委員、文官普通試験委員トアルハ普通試験委員トス

臣等外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ  
聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第(十一)号 (朱書)

外交官領事官及書記生任用令中左ノ通改正ス

第一条中「外交官及領事官試験」ヲ「高等試験外交科試験」ニ改ム

第五条中「公使館書記生及領事館書記生」ヲ「外務書記生」

ニ、「公使館書記生及領事館書記生試験」ヲ「外務書記生試験」ニ改ム

第六条及第九条中「公使館書記生又ハ領事館書記生」ヲ「外務書記生」ニ改ム



第七條 外務書記生試験規則ハ外務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

外交官及領事官試験ニ合格シタル者ハ高等試験外交科試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中外交官及領事官試験委員トアルハ高等試験委員トス

一 高等試験令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

(下札1) 臣等高等試験令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ

上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

勅令第 号

高等試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外奏任文官ノ任用資格試

験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八

条ノ試験ハ高等試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ(但シ特別ノ

規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス)

第二条 高等試験及高等試験受験資格検定試験ハ毎年一回東京

ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告

ス但シ第二次試験ノ中之ヲ行ハサルモノアルトキハ前年十二

月中官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二次(本)試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ

得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限

ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ高等試験ヲ受ク

ルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定ニ

合格シタル者又ハ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立ノ

学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ修了シタル者

四 高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ヲ卒業シタル

者ト同等以上ノ學歷ヲ有スト認ムル者

五 受験資格検定試験ニ合格シタル者

受験資格検定試験ハ国語、漢文、歴史、地理及数学ノ五科目

ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ高等試験委員之ヲ行フ

第五(四)条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試

〔朱書〕 験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

〔朱書〕 第五條 予備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相当ナル学識ヲ者スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六條 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

〔朱書〕 論文試験ハ法制經濟ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行フ

外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ

一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ〔但シ〕受験者ノ願アリタル場合ニ

於テハ〔二依リ〕他ノ〔外〕國語ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

〔アルヘシ〕但シ高等試験委員ニ於テ不適當ト認ムルモノハ此

ノ限ニ在ラス

〔朱書〕 第七條 予備試験ヲ受ケムスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者、

文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ学歴ヲ有スト

定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同

等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大

臣ノ定ムル所ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、数学、物理及

化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格

シタル者ナルコトヲ要ス

〔朱書〕 第七〔八〕條 帝國大学法科大学〔高等〕学校大学予備科又ハ文部

大臣ニ於テ之ト同等以上ト認ムル学校〕ヲ卒業シタル者ハ予

備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

〔朱書〕 第九條 本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之

ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

〔朱書〕 第八條 本試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス第一次試

〔朱書〕 験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

〔朱書〕 第一次試験ハ筆記トス

〔朱書〕 第二次試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サ

レハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

〔朱書〕 第二次試験ニ於テハ筆記ヲ以テ行ヒタル試験科目ニ就キ口述

試験ヲ行ハサルコトヲ得

〔朱書〕 第九條 第一次試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲本

二 行政法

三 民法

四 刑法

五 經濟学

〔朱書〕 第十條 第二次〔本〕試験ハ〔ヲ分チテ〕行政科、外交科及司法科

ノ三科トス

〔朱書〕 受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

〔朱書〕 第十一條 本試験ハ筆記及口述トス

筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ

得ス

〔朱書〕 第十二條 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他

高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験

ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

〔朱書〕 第十一〔三〕條 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

〔一〕 憲法

〔二〕 行政法

〔三〕民法

〔四〕刑法

〔二〕五〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 國際公法

〔六〕〔朱書〕 経済学

以上ノ科目ハ必須トス

〔三〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 商法

〔二〕〔朱書〕 民事訴訟法

〔三〕〔朱書〕 刑事訴訟法

四 財政学

〔以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム〕

第十二〔四〕条 〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

〔一〕〔朱書〕 憲法

一〔二〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 國際公法

二〔三〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 國際私法

〔四〕〔朱書〕 経済学

三〔五〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 外交交渉

四〔六〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 外国語

〔以上ノ科目ハ必須トス〕

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種

ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国語ノ外他ノ外国語ヲ併

セ試験スルコトアルヘシ

〔一〕〔朱書〕 行政法

〔二〕〔朱書〕 民法

三 商法

四 刑法

五 財政学

六 商業学

七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十三〔五〕条 〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

〔一〕〔朱書〕 憲法

一〔二〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 民法及國際私法

二〔三〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 商法

〔四〕〔朱書〕 刑法

三〔五〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 民事訴訟法

四〔六〕〔朱總〕〔加筆〕〔朱書〕 刑法及刑事訴訟法

七 〔朱書〕 國際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一 行政法

二 國際公法

三 経済学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六条 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ

科ノ筆記試験ヲ免ス

第十四条 一ノ科ノ第二次試験ニ合格シタル者ハ次期以後ニ於

テ第一次試験ヲ経スシテ他ノ科ノ第二次試験ヲ受クルコトヲ

得

第十七条 (朱書) 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験セザリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十五(採録)八(加筆)条 (朱書) 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十六(採録)九(加筆)条 (朱書) 高等試験第二次試験ノ合格者ニハ高等試験合格證書ヲ付与ス

第十七(採録)十(加筆)条 (朱書) 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受ケムトスルヲ得ス試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第十八(採録)十一(加筆)条 (朱書) 高等試験受験資格検定試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ五円、高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ十円ヲ納ムヘシ但シ第二次試験ノ

二科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ五円、三科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ十円ヲ納ムヘシ

第二次試験ノミヲ受ケムトスル者ハ一科ニ付五円ヲ納ムヘシ

第十九(採録)十二(加筆)条 (朱書) 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廃止ス

大正三年法律第三十九号中第五十七條乃至第五十九條、第六十二條及第六十五條ノ改正規定、並大正三年法律第四十号(朱書)並本

令中司法科試験ニ関スル規定(採録)ハ大正七(朱書)十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

高等試験第二次試験ニ於テ司法科試験ノミヲ受ケムトスル者ニハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り受験者ノ願ニ依リ第四條及予備試験ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

第十四條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル高等試験司法科試験ノ合格者ニ之ヲ適用セス

文官高等試験、外交官及領事官試験又ハ判事検事登用試験第一回試験ニ合格シタル者ハ受験資格検定試験、予備試験及第一次試験ヲ經スシテ第二次試験ノ各科ノ試験ヲ受ケムトスルコトヲ得

一普通試験令

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段及通牒候也

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

臣等普通試験令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

勅令第 号

普通試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任文官ノ任用資格試験ハ普通試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ普通試験委員之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙ニ公告ス

第三条 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ二円ヲ納ムヘシ

第四条 普通試験ハ中学校ノ学科目中五科目以上ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ外各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ別目ヲ加フルコトヲ得

前二項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第五条 高等試験令第三条及第十五(朱體)十八(朱體)条乃至第十七(朱體)二十(朱體)条ノ規定ハ普通試験ニ之ヲ準用ス

第六条 普通試験ニ関スル細則ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前文官普通試験ノ期日及場所ヲ公告シタルモノニ付テ

ハ其ノ試験ハ仍従前ノ例ニ依ル

一 高等試験委員及普通試験委員官制

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

臣等高等試験委員及普通試験委員官制諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

勅令第 号

高等試験委員及普通試験委員官制

第一章 高等試験委員

第一条 高等試験委員ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ高等試験ニ関スル事務、高等文官任用ノ銓衡ニ関スル事務及普通試験令ニ依ル事務ヲ管掌ス

第二条 高等試験委員ハ委員長、部長、常任委員及臨時委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 高等試験委員ハ之ヲ三部ニ分ツ

(注記21)

第一部ハ高等試験行政科試験及他ノ部ニ属セサル試験其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第二部ハ高等試験外交科試験並外交官及領事官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ掌ル(注記22)

第三部ハ高等試験司法科試験ニ関スル事務ヲ掌ル

第四条 委員長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第一部ノ部長ハ委員長之ヲ兼ヌ第二部ノ部長ハ外務次官、第

三部ノ部長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員長ハ職員ヲ監督シ高等試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理ス

部長ハ其ノ部ニ属スル事務ヲ掌理ス

第六条 常任委員ハ六人トス各官庁高等官ノ中ヨリ内閣総理大臣(注記23)

臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

常任委員ハ各部ニ分属シ高等試験委員ニ属スル事務ヲ分掌ス

第七条 臨時委員ハ各官庁高等官ノ中ヨリ試験施行毎ニ内閣総

理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ各部ニ分属シ試験ノ事ヲ掌ル

第八条 高等試験委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ置ク

常任書記ハ六人トス各官庁判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時書記ハ各官庁吏員ノ中ヨリ試験施行ノ際必要ニ応シ内閣

ニ於テ之ヲ命ス(注記24)

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

## 第二章 普通試験委員

第九条 普通試験委員ハ之ヲ各官庁ニ置ク長官ノ監督ニ属シ普通試験及判任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ管掌ス

第十条 普通試験委員ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一条 委員長及委員ハ中央官庁ニ於テハ其ノ庁ノ高等官ノ

中ヨリ、地方官庁ニ於テハ其ノ庁ノ官吏及官立公立ノ学校教

員ノ中ヨリ長官之ヲ命ス(注記25)

第十二条 委員長ハ職員ヲ監督シ普通試験委員ニ属スル一切ノ

事務ヲ統理ス

第十三条 普通試験委員ノ事務ニ関シ書記ヲ置ク各官庁判任官

ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

### 附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス(但シ高等試験委員第  
三部ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス)(朱書)

文官試験委員官制並外交官及領事官試験委員官制ハ之ヲ廃止ス(注記26)

本令施行ノ際現ニ文官普通試験委員長、文官普通試験委員又ハ

文官普通試験書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルト

キハ各普通試験委員長、普通試験委員又ハ普通試験書記ヲ命セ

ラレタルモノトス

一 文官任用令中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

三四五

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

(加筆)  
〔別紙ハ原本ニ附ス〕

〔下札2〕

臣等文官任用令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ

朱書シ謹テ上奏シ更ニ

聖明ノ採扱ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第 号

(注記27)

文官任用令中左ノ通改正ス

第三条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ改ム

第五条第一項第一号乃至第三号ヲ左ノ如ク改ム

- 一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者
- 二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者
- 三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者
- 四 裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有シ二年以上朝鮮総督府ノ判事若ハ検事又ハ台湾総督府法院若ハ関東都督府法院ノ判官若ハ検察官ノ職ニ在リタル者

(注記28)

第六条(第一号)〔第四号及第五号ヲ左ノ如ク改ム〕

(朱書)

〔一〕 高等試験令第七条ノ規定ニ依リ高等試験予備試験ヲ受クルコトヲ得ル者

- 四 普通試験ニ合格シタル者
- 五 高等試験ニ合格シタル者

第七条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ、「文官普通試験委員」ヲ「普通試験委員」ニ改ム

(注記29)

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官高等試験ニ合格シタル者ハ高等試験行政科試験、文官普通試験ニ合格シタル者ハ普通試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中文官高等試験委員トアルハ高等試験委員、文官普通試験委員トアルハ普通試験委員トス

一 外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件

右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段及通牒候也

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵清浦奎吾

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

臣等外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十六日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採扱ヲ仰ク

大正七年一月十六日

枢密院副議長子爵臣清浦奎吾

勅令第 号

(注記30)

外交官領事官及書記生任用令中左ノ通改正ス

第一条中「外交官及領事官試験」ヲ「高等試験外交科試験」ニ改ム

第五条中「公使館書記生及領事館書記生」ヲ「外務書記生」

ニ、「公使館書記生及領事館書記生試験」ヲ「外務書記生試験」ニ改ム

第六条及第九条中「公使館書記生又ハ領事館書記生」ヲ「外務書記生」ニ改ム

第七条 外務書記生試験規則ハ外務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

(注記36)

外交官及領事官試験ニ合格シタル者ハ高等試験外交科試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中外交官及領事官試験委員トアルハ高等試験委員トス

大正六年十二月十九日

(注記32) 内閣書記官(下條) (兄主)

内閣總理大臣(印)

内閣書記官長(印)

外務大臣(本野) 大藏大臣(勝田) 海軍大臣(加藤) 文部大臣(岡田) 通信大臣(田) 内務大臣(後藤) 陸軍大臣(大島) 司法大臣(松本) 農商務大臣(仲小造)

曩ニ枢密院ニ御諮詢相成リタル高等試験令及普通試験令ニ伴ヒ公布ヲ要スル高等試験委員及普通試験委員官制ハ既ニ閣議決定相成リタル処右ハ明治三十三年枢密院御諮詢事項ニ關スル御沙汰書ニ所謂文官試験ニ關スル勅令トシテ枢密院ニ御諮詢相成可

然

(注記34) 大正六年十月二十四日 内閣書記官長(兄主) (下條(別府)不下)

内閣總理大臣 花押(寺内)

法制局長官(印)

外務大臣(本野) 大藏大臣(加藤) 海軍大臣(田) 文部大臣(岡田) 通信大臣(田) 内務大臣(後藤) 陸軍大臣(大島) 司法大臣(松本) 農商務大臣(仲小造)

曩ニ帝國大学法科大学卒業者ノ無試験ニテ司法官及弁護士ト為リ得ルノ資格ヲ喪ハシムルコトニ關シ裁判所構成法中ニ改正ヲ加ヘムトスル際政府ハ内閣ニ試験制度調査委員ヲ置キ試験制度ニ關シ調査審議セシメタル処未タ該委員會ノ成案ニ付内閣ノ議ヲ決スルニ至ラサルニ先シ同改正法律案ヲ枢密院ニ諮詢セラレ次テ右法律案ハ兩院ノ協賛ヲ經テ既ニ裁可公布セラレタリ然ルニ試験制度改正ニ關スル勅令制定セラレサルカ為該法律ノ実施ヲ見ルニ至ラス而シテ右裁判所構成法中改正法律案ヲ枢密院ニ諮詢セラレタル際政府ハ文官高等試験、外交官及領事官試験並判檢事及弁護士試験ノ統一制ヲ採用スヘキ旨ヲ言明シタルニ前内閣ハ単ニ司法官及弁護士試験ノミヲ合一シ之カ勅令案ヲ同院ニ諮詢セラレタルカ為同院ノ特別委員會ハ前ノ政府ノ言明ニ違フモノナリトシ且規定ノ不備ヲ理由トシ該勅令案ニ不同意ナル旨ヲ表明セリ依テ現内閣成立ノ当初ニ於テ該案ハ之カ撤回ヲ奏請シタリ爾來試験制度ニ關シ更ニ調査ヲ重ネ關係省トノ協議ヲ遂ケ別紙高等試験令ノ成案ヲ得タリ乃チ右勅令案及之ニ牽連スル数件ノ勅令案ヲ起案上申ス依テ閣議決定相成可然ト認ム尚改正試験制度ノ実施ニ關シ別記事項ニ付予メ閣議決定セラレ可然此儀併セテ上申ス



追テ高等試験令及普通試験令ハ文官試験ニ関スル勅令、文官任用令中改正勅令並外交官領事官及書記生任用令中改正勅令ハ文官任用ニ関スル勅令ナルヲ以テ何レモ枢密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

## 勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ高等試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

各省大臣

## 勅令第 号

## 高等試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格試験並裁判所構成法第五十八條ノ試験ハ高等試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 高等試験及高等試験受験資格検定試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス但シ第二次試験ノ中之ヲ行ハサルモノアルトキハ前年十二月 中官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二次試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ

得ス

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者
- 二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ニ非サレハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
- 二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験検定ニ合格シタル者又ハ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立ノ学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ修了シタル者
- 四 高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ学歴ヲ有スト認ムル者
- 五 受験資格検定試験ニ合格シタル者
- ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ高等試験委員之ヲ行フ
- 第五条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六条 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ  
論文試験ハ法制經濟ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行フ  
外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ受験者ノ願アリタル場合ニ於テハ他ノ国語ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得但シ高等試験委員ニ於テ不適當ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七条 帝国大学法科大学ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

第八条 本試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験トス第一次試

験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受クルコトヲ得ス

第一次試験ハ筆記トス

第二次試験ハ筆記及口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サ

レハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二次試験ニ於テハ筆記ヲ以テ行ヒタル試験科目ニ就キ口述

試験ヲ行ハサルコトヲ得

第九条 第一次試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 刑法

五 経済学

第十条 第二次試験ハ行政科、外交科及司法科ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一条 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 行政法

二 国際公法

三 商法

四 財政学

第十二条 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 国際公法

二 国際私法

三 外交史

四 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種

ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国語ノ外他ノ外国語ヲ併

セ試験スルコトアルヘシ

第十三条 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 民法及国際私法

二 商法

三 民事訴訟法

四 刑法及刑事訴訟法

第十四条 一ノ科ノ第二次試験ニ合格シタル者ハ次期以後ニ於

テ第一次試験ヲ経スシテ他ノ科ノ第二次試験ヲ受クルコトヲ

得

第十五条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定ス

ル所ニ依ル

第十六条 高等試験第二次試験ノ合格者ニハ高等試験合格証書

ヲ付与ス

第十七条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験

ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験合格決定後発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第十八条 高等試験受験資格検定試験ヲ受ケムトスル者ハ手数

料トシテ五円、高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ十

各省大臣

円ヲ納ムヘシ但シ第二次試験ノ二科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ  
五円、三科ヲ受ケムトスル者ハ更ニ十円ヲ納ムヘシ

第二次試験ノミヲ受ケムトスル者ハ一科ニ付五円ヲ納ムヘシ

第十九条 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廃止ス

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条、第六十

二条及第六十五条ノ改正規定並大正三年法律第四十号ハ大正七

年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

高等試験第二次試験ニ於テ司法科試験ノミヲ受ケムトスル者ニ

ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り受験者ノ願ニ依リ第四条及予備

試験ニ関スル規定ヲ適用セサルコトヲ得

第十四条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル高等試験司法科試験ノ合格

者ニ之ヲ適用セス

文官高等試験、外交官及領事官試験又ハ判事検事登用試験第一

回試験ニ合格シタル者ハ受験資格検定試験、予備試験及第一次

試験ヲ経スシテ第二次試験ノ各科ノ試験ヲ受クルコトヲ得

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ普通試験令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ  
ム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

勅令第 号

普通試験令

第一条 特別ノ規程アルモノヲ除クノ外判任文官ノ任用資格試

験ハ普通試験ト称シ本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ普通試験委員

之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以

外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ尚其ノ地方ノ新聞紙ニ公告

ス

第三条 普通試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ二円ヲ納ム

ヘシ

第四条 普通試験ハ中学校ノ学科目中五科目以上ニ就キ中学校

卒業ノ程度ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ外各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シ別ニ科目ヲ加フルコトヲ

得

前二項ノ科目ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試験委員ノ承認ヲ

経ヘシ

第五条 高等試験令第三条及第十五条乃至第十七条ノ規定ハ普

通試験ニ之ヲ準用ス

第六条 普通試験ニ関スル細則ハ普通試験委員之ヲ定メ高等試

験委員ニ報告スヘシ

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前文官普通試験ノ期日及場所ヲ公告シタルモノニ付テハ其ノ試験ハ仍従前ノ例ニ依ル

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

各省大臣

勅令第 号

文官任用令中左ノ通改正ス

第三条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ改ム

第五条第一項第一号乃至第三号ヲ左ノ如ク改ム

一 高等試験行政科試験ニ合格シタル者

二 高等試験外交科試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官

ノ職ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

四 裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有シ二年以

上朝鮮総督府ノ判事若ハ検事又ハ台湾総督府法院若ハ関

東都督府法院ノ判官若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

第六条第四号及第五号ヲ左ノ如ク改ム

四 普通試験ニ合格シタル者

五 高等試験ニ合格シタル者

第七条中「文官高等試験委員」ヲ「高等試験委員」ニ、「文官

普通試験委員」ヲ「普通試験委員」ニ改ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官高等試験ニ合格シタル者ハ高等試験行政科試験、文官普通試験ニ合格シタル者ハ普通試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中文官高等試験委員トアルハ高等試験委員、文官普通試験委員トアルハ普通試験委員トス

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

外務大臣

勅令第 号

外交官領事官及書記生任用令中左ノ通改正ス

第一条中「外交官及領事官試験」ヲ「高等試験外交科試験」ニ

改ム

第五条中「公使館書記生及領事館書記生」ヲ「外務書記生」

ニ、「公使館書記生及領事館書記生試験」ヲ「外務書記生試験」

ニ改ム

第六条及第九条中「公使館書記生又ハ領事館書記生」ヲ「外務

書記生」ニ改ム

第七条 外務書記生試験規則ハ外務大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

外交官及領事官試験ニ合格シタル者ハ高等試験外交科試験ニ合格シタル者ト看做ス

他ノ勅令中外交官及領事官試験委員トアルハ高等試験委員トス

朕<sup>(加筆)</sup>〔樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ〕高等試験委員及普通試験委員官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年月日

内閣総理大臣

外務大臣

勅令第 号

高等試験委員及普通試験委員官制

第一章 高等試験委員

第一条 高等試験委員ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ高等試験ニ

関スル事務、高等文官任用ノ銓衡ニ関スル事務及普通試験令

ニ依ル事務ヲ管掌ス

第二条 高等試験委員ハ委員長、部長、常任委員及臨時委員ヲ

以テ之ヲ組織ス

第三条 高等試験委員ハ之ヲ三部ニ分ツ

第一部ハ高等試験行政科試験及他ノ部ニ属セサル試験其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第二部ハ高等試験外交科試験並外交官及領事官任用ノ銓衡ニ

関スル事務ヲ掌ル

第三部ハ高等試験司法科試験ニ関スル事務ヲ掌ル

第四条 委員長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第一部ノ部長ハ委員長之ヲ兼ヌ第二部ノ部長ハ外務次官、第

三部ノ部長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員長ハ職員ヲ監督シ高等試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理ス部長ハ其ノ部ニ属スル事務ヲ掌理ス

第六条 常任委員ハ六人トス各官庁高等官ノ中ヨリ内閣総理大

臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

常任委員ハ各部ニ分属シ高等試験委員ニ属スル事務ヲ分掌ス

第七条 臨時委員ハ各官庁高等官ノ中ヨリ試験施行毎ニ内閣総

理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員ハ各部ニ分属シ試験ノ事ヲ掌ル

第八条 高等試験委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ置ク

常任書記ハ六人トス各官庁判任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命

ス

臨時書記ハ各官庁吏員ノ中ヨリ試験施行ノ際必要ニ応シ内閣

ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二章 普通試験委員

第九条 普通試験委員ハ之ヲ各官庁ニ置ク長官ノ監督ニ属シ普

通試験委員ハ之ヲ各官庁ニ置ク長官ノ監督ニ属シ普

通試験及判任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ管掌ス

第十条 普通試験委員ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十一条 委員長及委員ハ中央官庁ニ於テハ其ノ庁ノ高等官ノ中ヨリ、地方官庁ニ於テハ其ノ庁ノ官吏及官立公立ノ学校教員ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

第十二条 委員長ハ職員ヲ監督シ普通試験委員ニ属スル一切ノ事務ヲ統理ス

第十三条 普通試験委員ノ事務ニ関シ書記ヲ置ク各官庁判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験委員官制並外交官及領事官試験委員官制ハ之ヲ廃止ス  
本令施行ノ際現ニ文官普通試験委員長、文官普通試験委員又ハ文官普通試験書記ノ職ニ在ル者別ニ辞令書ヲ交付セラレサルトキハ各普通試験委員長、普通試験委員又ハ普通試験書記ヲ命セラレタルモノトス

改正試験制度実施ニ関スル閣議決定事項

一、高等試験令第四条第四号ニ該当スル者ハ甲種商業学校ノ卒業者及外国ニ於テ我カ中学校ト同等ト見得ヘキ学校ヲ卒業シタル者又ハ卒業ニ至ラサルモ之ト同一視シ得ヘキ學歷ヲ有スル者ヲ指称ス

二、高等試験令第七条ニ謂ハユル高等学校第一部ノ卒業者ト同

(下札3)

等以上ト認ムル学校トハ現在ニ於テハ官立公立ノ高等商業学校<sup>(加筆)</sup>〔卒業者〕、高等師範学校<sup>(採道)</sup>〔<sup>(加筆)</sup>ニ於テ〕法制経済<sup>(採道)</sup>科ノ<sup>(加筆)</sup>〔<sup>(加筆)</sup>ヲ修メタル〕卒業者又ハ此等ノ学校ト同等ト見得ヘキ外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ指称ス現時ノ法律経済ヲ教授スル私立大学等ハ包含セサルモノトス

三、第一次試験ニ於ケル行政法、民法、刑法ノ試験ハ細目ニ亘ル問題ヲ避ケ大体ノ原則ヲ試験スルノ趣旨ヲ以テ課題スルモノトス

四、試験ノ合格者ヲ決定スルハ当該試験ヲ行ヒタル試験委員ノ多数決ヲ以テ決定シ可否同数ナルトキハ当該試験ヲ行ヘル部ノ部長ノ決スル所ニ依ルモノトス

五、高等試験令附則第四項ニ依リ司法科試験ヲ受ケ合格シタル者ニシテ従前ノ規程ニ依リ判事検事登用試験ヲ受ケル資格ヲ有セサル者ハ之ヲ司法官試補ニ採用セサルモノトス

六、高等試験常任委員ハ第一部ハ三人、第二部ハ四人(内二人ハ第一部ノ常任委員ノ兼務)第三部ハ一人トシ常任書記ハ第一部ハ三人、第二部ハ二人、第三部ハ一人トス

七、高等試験常任委員、臨時委員及書記ハ総テ各部部长ノ申出ニ基キ委員長ノ内申ニ依リ之ヲ命スルモノトス

八、高等文官ノ銓衡ハ委員長、其ノ部ノ部長及常任委員ニ於テ之ヲ行フモノトス

九、大正七年度ニ於テ行フ高等試験ノ経費ハ現在ノ文官高等試験費、判事検事及弁護士試験費並外交官及領事官試験ノ経費ノ中ヨリ支弁シ大正八年度分ニ付テハ此等ヲ一括シ高等

試験費トシテ要求スルモノトス

(現在ノ文官試験費 四千七百七十五円、外交官試験費委員手当 五百円但シ他ノ費用ハ外務省経費ヨリ支出、判事検事及弁護士試験費 六千五百五円)

(注記<sup>35</sup>)

●文官試験規則 明治二十六年十月  
勅令第九十七号

## 文官試験規則

### 第一章 総則

第一条 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノ、外本令ニ依リ之ヲ行フ

第二条 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種トス

第三条 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ仍其ノ地方ノ新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ文官試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第五条 文官試験ヲ受ケテ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付与ス

第六条 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ関スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス試験合格證書ヲ受領シタル後は等ノ事実発覚シタルトキハ

其ノ合格證書ヲ無効トス

第七条 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在リテハ金十円、普通試験ニ在リテハ金二円ヲ納メシム

### 第二章 文官高等試験

第八条 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之ヲ行フ

第八条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ非サレハ文官高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者

四 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者

第九条 文官高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 予備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相当ナル学識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一条 予備試験ハ論文及外国語ニ付之ヲ行フ

論文試験ハ法律経済ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行ヒ外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ

第十二条 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及旧

司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲ者スル者及学習院大学科四

学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

第十三条 本試験ハ受験人学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ並

ニ其ノ修得シタル學術ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヲ考

試スルヲ以テ目的トス

第十四条 本試験ハ左ノ科目ヲ用井テ之ヲ行フ

一 憲法

二 刑法

三 民法

四 行政法

五 経済学

六 国際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

一 財政学

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ一科目ヲ選択

セシメ之ヲ試験ス

第十五条 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ

合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 予備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員

ノ議定スル所ニ依ル

第十七条 文官高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

### 第三章 文官普通試験

第十八条 文官普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ文官普

通試験委員之ヲ行フ

第十九条 文官普通試験ノ科目ハ「尋常」中学校ノ科程ヲ標準

トシ各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ

文官高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第二十条 文官普通試験ニ関スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ

定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

#### 附則

第二十一条 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

#### 外交官及領事官試験規則

明治二十六年十一月  
勅令第二百十三号

第一条 外交官及領事官試験ハ須要ニ応シ外務省ニ於テ外交官

及領事官試験委員之ヲ行フ

第二条 外交官及領事官試験ヲ行フヘキ期日ハ予メ官報ヲ以テ

之ヲ公告ス

第三条 年齢満二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該当セ

サル者ハ外交官及領事官試験ヲ受クルコトヲ得

一 重罪ヲ犯シタル者但国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限

ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

三 破産若クハ家資分散宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限

ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 外交官及領事官試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ出願書



二 履歴書及論文並ニ之ヲ英文、仏文又ハ独逸文ニ翻訳シタル  
モノヲ添ヘ之ヲ試験委員ニ差出スヘシ

前項ノ書類ハ総テ出願人ノ自筆タルヘシ

第五条 外交官及領事官試験ハ前条ノ履歴書及論文並其ノ訳文  
ニ就キ試験ヲ受クルニ足ルヘキ者ト試験委員ニ於テ認メタル  
者ヲ召集シテ之ヲ行フ

第六条 外交官及領事官試験ヲ分チテ第一次試験及第二次試験  
トス第一次試験ニ合格シタル者ニアラサレハ第二次試験ヲ受  
クルコトヲ得ス

第七条 第一次試験ハ左ノ科目ヲ用井テ之ヲ行ヒ仍体格ヲ検査  
ス

一 作文 邦文並ニ第四条ノ訳文ニ用井タル外国文

二 外国語 第四条ノ訳文ニ用井タル国語

三 公文摘要 邦文

四 口述要領筆記 邦文

第八条 第二次試験ハ左ノ科目ヲ用井テ之ヲ行フ

一 憲法

二 国際公法

三 国際私法

四 経済学

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

一 行政法

二 刑法

三 民法

四 商法

五 刑事訴訟法

六 民事訴訟法

七 財政学

八 商業学

九 外交史

十 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ二科目ヲ選択  
セシメ之ヲ試験ス

第九条 第二次試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験  
ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 出願人ノ願ニ依リ英語、仏語又ハ独逸語ノ外仍他ノ外  
国語ヲ試験スルコトアルヘシ

前項ノ試験ヲ受ケント欲スル者ハ其ノ旨予メ出願書ニ記載ス  
ヘシ

第十一条 外交官及領事官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ  
金十円ヲ納メシム

第十二条 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験  
ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ  
得ス試験合格ノ後是等ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ無  
効トス

第十三条 試験合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ  
依ル

試験合格ノ有効期限ハ合格後外交官又ハ領事官ニ任用セラレ

タル者ヲ除ク外二箇年間トス

第十四条 外交官及領事官試験ニ関スル細則ハ外務大臣之ヲ定ム

●裁判所構成法 明治二十三年一月  
法律第六号

第五十七条 判事又ハ検事ニ任セラル、ニハ第六十五条ニ掲ケタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ経ルコトヲ要ス

第五十八条 志願者前条ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験ニ関ル細則ハ判事検事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試補トシテ裁判所及検事局ニ於テ一年六月以上実地修習ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ修習ニ関ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第五十九条 司法大臣ハ試補ノ行状罷免スルニ足レリト認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ罷免スルコトヲ得此ノ罷免ニ関ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十条 一年以上修習ヲ為シタル試補ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ区裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

予審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附属ノ試補ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六十一条 試補ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ權ヲ有セス

第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ為ス事

第二 証拠ヲ調フル事但シ前条第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ為ス事

第六十二条 第二回ノ競争試験ニ及第シタル試補ハ判事又ハ検事ニ任セラルルコトヲ得

第六十三条 新任ノ判事又ハ検事ハ欠位アルトキ之ヲ区裁判所若ハ地方裁判所ノ判事又ハ区裁判所若ハ地方裁判所ノ検事局ノ検事ニ補ス

司法大臣ハ欠位アルマテ新任ノ判事又ハ検事ニ予備判事又ハ予備検事トシテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ区裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ裁判所ノ検事局ニ用ウ

第六十四条 区裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ検事局ニ用井ラレタル予備判事又ハ予備検事ハ判事又ハ検事差支アリテ職務ニ従事スルコトヲ得ス且通常代理ノ規程ニ依リ難キコトアルトキハ第五十二条ノ制限ニ從ヒ司法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ

検事ヲ代理セシムルコトヲ得

司法大臣ハ区裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ其ノ検事局ノ検事ニ一時欠位アル間ハ此ノ法律ノ範圍内ニ於テ予備判事又ハ予備検事ヲ以テ之ヲ充タスコトヲ得

第六十五条 三年以上帝国大学法科教授若ハ弁護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験ヲ経スシテ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得

帝国大学法科卒業生ハ第一回試験ヲ経スシテ試補ヲ命セラレ、コトヲ得

第六十六条 左に掲ケタル者ハ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

裁判所構成法中改正法律

大正三年四月  
法律第三十九号

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第五十七条 判事又ハ検事ニ任セラルルニハ第六十五条ニ定メ

タル者ヲ除クノ外試験補トシテ一年六月以上裁判所及検事局ニ

於テ実務ノ修習ヲ為シ且考試ヲ経ルコトヲ要ス

実務ノ修習及考試ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五十八条 試験補ハ成規ノ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ司法大

臣之ヲ命ス

前項ノ試験ニ関スル規則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 削除

第六十二条 司法大臣ハ試験補ノ行状其ノ地位ニ適セス又ハ修習

ノ成績考試ニ合格スヘキ見込ナシト認ムルトキハ之ヲ罷免ス

ルコトヲ得

第六十五条第一項中「試験」ノ下ニ「及考試」ヲ加ヘ同条第二

項ヲ削ル

第六十七条 判事ハ終身官トシ親任勅任又ハ奏任トス

第六十八条 大審院長ハ親任判事ヲ以テ之ヲ親補ス

控訴院長及大審院ノ部長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任判事ノ中ヨリ之ヲ補シ其ノ他ノ判事ノ職ハ勅任判事又ハ奏任判事ノ中ヨリ司法大臣之ヲ補ス

第七十九条第三項ヲ左ノ如ク改ム

検事総長ハ勅任検事ヲ以テ之ヲ親補ス

検事長ハ司法大臣ノ上奏ニ因リ勅任検事ノ中ヨリ之ヲ補シ其

ノ他ノ検事ノ職ハ勅任検事又ハ奏任検事ノ中ヨリ司法大臣之

ヲ補ス

附則

本法施行ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際従前ノ規定ニ依リ判事検事又ハ試験補タル資格ヲ有

スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

(注記36)

判事検事登用試験規則

明治二十四年五月  
司法省令第三号

第一章 試験委員

第一条 判事検事登用試験委員ハ委員長一名委員数名ヲ以テ之

ヲ組織ス

第二条 判事検事登用第一回試験委員長及委員ハ司法省高等官

及判事検事中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アル

トキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

判事検事登用第二回試験委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ試

験委員ハ常任ヲ三名トシ司法省高等官及判事検事中ヨリ司法

大臣之ヲ命ス其他ノ委員ハ司法省高等官及判事検事中ヨリ臨

時司法大臣之ヲ命ス

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

第三条 判事検事登用試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

試験委員長ニ欠員又ハ事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス  
第四条 判事検事登用試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附属ノ書記ニハ三十拾円以内ノ手当ヲ給ス

## 第二章 受験資格

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ

男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及専門学校令ニ依ル公立又ハ私立ノ学校（別科ヲ除ク）ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相当ト認メタル外国ノ大学校又ハ之下同等ナル学校ニ於テ法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

前項第二号ハ明作四十年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第六条 裁判所構成法第六十六条ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

## 第三章 第一回試験

第七条 第一回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第八条 試験志願者ハ其志願書ニ左ノ証書ヲ添へ之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 履歴書

二 身分年齢及兵役ニ関スル証明書

三 第五条ニ定メタル要件ノ証明書

試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ムヘシ但其手数料ハ登記印紙ヲ用井之ヲ志願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ志願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第八条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尚身体検査ヲ行フ

第八条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八条ノ五 試験委員予備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第八条ノ六 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

第十条 筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行

政法国際公法国際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十一条 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ口述試験及身体検査ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第十二条 口述試験ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十三条 受験者ノ及第落第及及第者ノ優劣ハ筆記試験口述試験ノ成績ニ対スル委員過半数ノ意見ニ從テ之ヲ決ス  
及第落第ニ付テノ意見数相半スルトキハ落第ト看做スヘシ

身体検査ニ合格セサル者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス落第トス

第十四条 志願者口述試験又ハ身体検査ニ欠席シタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第十五条 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其試験ノ成績ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十六条 帝国大学法律科卒業生ニシテ司法官ノ任用ヲ望ム者ハ第八条ノ規程ヲ準用シ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

#### 第四章 実地修習

第十七条 試補ハ区裁判所及地方裁判所並其検事局ニ於テ一名若ハ数名ノ判事又ハ検事ニ附属シテ事務ヲ修習スヘシ

第十八条 修習事務直接ノ指揮監督ハ地方裁判所長之ヲ為ス検事ノ事務ヲ修習スルトキハ検事正之ヲ為ス

裁判所長若ハ検事正ハ第二回試験ノ際試補ノ職務上及職務外ノ行状並執務ニ関ル成績ノ証明書ヲ作り控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ但シ試補中途修習ノ場所ヲ

転シタル場合ニ於テハ其際成績証明書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第十九条 試補ハ修習目録ヲ作り其取扱ヒタル事件ヲ記載スヘシ

此目録ハ毎月直接指揮監督者ニ差出シ検閲ヲ受クヘシ

第二十条 試補ノ疾病又ハ兵役履行ノ為メ修習ヲ欠キタル日数一年六箇月間二箇月以内ハ修習日数ニ算入ス

賜暇其他ノ原因ニ由リ修習ヲ欠キタル日数一年六箇月間一箇月以内亦同シ

第一項第二項ノ場合併起スルトキハ通計シテ二箇月以内ニ非サレハ算入スルコトヲ得ス

第二十一条 試補ノ直接指揮監督者ハ試補職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若ハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行状アルトキハ之ヲ諭告スヘシ此場合ニ於テハ指揮監督者ハ諭告ヲ為シタルコトヲ試補ノ履歴ニ記入スヘシ

第二十二条 試補職務上若ハ職務外ノ行状其職務ヲ執ルニ不適当ナルカ又ハ其修習ノ進歩不十分ニシテ第二回試験ニ及第ノ見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

司法大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ試補ヲ免スルコトアルヘシ

#### 第五章 第二回試験

第二十三条 第二回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ  
試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定ム

第二十四条 試験第二回試験ヲ受クルニハ直接指揮監督者ヲ經

由シテ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

志願書ニハ修習目録ト陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレタルコトヲ証明スル書面トヲ添フヘシ

第二十五条 司法大臣ハ第二回試験ヲ受クヘキ試補ノ氏名ヲ試験委員長ニ通知シ試験ヲ行ハシム

第二十六条 第二回試験ハ受験者ノ実務ニ習熟シタルヤ否ヲ試験スルヲ以テ主タル目的トシ筆記口述ノ二様トス

第二十七条 試験委員ハ試補ニ筆記試験ノ為メ二件以上ノ訴訟記録ヲ付与スヘシ

第二十八条 受験者ハ付与セラレタル訴訟記録ニ就キ事実及理由ヲ詳示シタル判決案ヲ答案トシテ差出スヘシ

答案ハ試験委員長ノ定メタル日時内ニ之ヲ差出スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第二十九条 口述試験ノ方法ハ委員長之ヲ定ム

第三十条 試補第二回試験ニ及第セサル場合ニ於テハ更ニ六箇月間修習ヲ為シタル後試験ヲ受クルコトヲ得

第三十一条 試補第二回試験ノ成立タサル場合ニ於テハ司法大臣ノ相当ト認ムル時期ニ於テ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十二条 第一回試験ニ關ル第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規程ハ第二回試験ニモ亦之ヲ適用ス

弁護士法 明治二十六年三月  
法律第七号

第一条 弁護士ハ当事者ノ委任ヲ受ケ又ハ裁判所ノ命令ニ從ヒ

通常裁判所ニ於テ法律ニ定メタル職務ヲ行フモノトス但シ特別法ニ因リ特別裁判所ニ於テ其ノ職務ヲ行フコトヲ妨ケス

第二条 弁護士タラムト欲スル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト

第二 弁護士試験規則ニ依リ試験ニ及第シタルコト

第三条 弁護士試験ニ關スル規則ハ司法大臣之ヲ定ム

第四条 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得

第一 判事檢事タル資格ヲ有スル者又ハ弁護士ニシテ其ノ請求ニ因リ登録ヲ取消シタル者

第二 法律學ヲ修メタル法学博士、帝國大學法律科卒業生、旧東京大學法学部卒業生、司法省旧法學校正則部卒業生及司法官試補タリシ者

第五條 左ニ掲クル者ハ弁護士タルコトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復権シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二 不敬罪、偽造罪、偽証罪、賄賂罪、誣告罪、窃盜罪、詐欺取財罪、費消費、贓物ニ關スル罪、遺失物埋藏物ニ關スル罪、家資分散ニ關スル罪及刑法第七十五條同第二百六十條同第二百八十二條同第二百八十六條同第二百八十七條同第三百六十條ニ記載シタル定役ニ服スヘキ輕罪ヲ犯シタル者

第三 公權停止中ノ者

第四 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代  
限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第六條 弁護士ハ報酬アル公務ヲ兼ヌルコトヲ得ス但シ帝國議  
會議員、府県会常置委員ト為リ又ハ官庁ヨリ特ニ命セラレタ  
ル職務ヲ行フハ此ノ限ニ在ラス

弁護士ハ商業ヲ営ムコトヲ得ス但シ弁護士会ノ許可ヲ得タル  
モノハ此ノ限ニ在ラス

○弁護士法中改正

大正三年四月  
法律第四十号

弁護士法中左ノ通改正ス

第二条第二号ヲ左ノ如ク改ム

第二 裁判所構成法第五十八條ノ試験ニ合格シタルコト

第三条 削除

第四条 左ニ掲クル者ハ試験ヲ要セスシテ弁護士タルコトヲ得

第一 判事検事タル資格ヲ有スル者

第二 法律学ヲ修メタル法学博士

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際従前ノ規定ニ依リ弁護士タル資格ヲ有スル者ハ本  
法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス

弁護士試験規則

明治二十六年五月  
司法省令第九号

第一条 弁護士試験ハ毎年一回之ヲ行フ但其期日ハ司法大臣之

ヲ定メ三箇月前官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二条 試験委員長及委員ハ判事検事司法省高等官ノ中ヨリ試

験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等  
官ニ試験委員ヲ囑託スルコトアルヘシ

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験挙  
行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第三条 試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ  
総理ス

第四条 試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委  
員附属ノ書記ニハ三十円以内ノ手当ヲ給ス

第五条 弁護士法第五条ニ該当スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得  
ス

第六条 試験志願者ハ其願書ニ左ノ証書ヲ添ヘ試験ヲ受クヘキ  
裁判所ノ検事局ヲ經由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス可シ

一 履歴書

二 弁護士法第五条第一号但書及ヒ第四号ニ該ル者ハ其復権  
又ハ債務ノ弁償ヲ終ヘタル証明書

第七条 試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ム可シ但其  
手数料ハ登記印紙ヲ用井之ヲ願書ニ貼付ス可シ

手数料ハ願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還  
付セス

第七条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トシ尚身体検査ヲ  
行フ

予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

身体検査ニ合格セサル者ハ落第トス

第七条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普

通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七条ノ五 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的ト

シ筆記口述ノ二様トス

筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法

際公法国際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

口述試験ハ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ中

少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第九条 試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

第十条 筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ行ハス

第十一条 試験ニ関スル細則ハ試験挙行毎ニ試験委員ニ於テ之

ヲ定ム可シ

第十二条 試験委員長ハ試験ノ成績及ヒ及第者ノ氏名<sup>(マ)</sup>ノ司法大

臣ニ報告スヘシ

第十三条 試験及第者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十四条 試験及第者ニハ及第証書ヲ授与ス

第十五条 試験願書及ヒ履歴書ノ書式ハ左ノ如シ

書式略

大正四年四月枢密院ニ諮詢セラレタル判検事及弁護士  
試験統一勅令案ニ対スル同院特別委員会意見

曩ニ裁判所構成法中改正法律案ノ本院ニ諮詢セラルルヤ内閣ハ  
司法官試験ハ文官高等試験其ノ他各種ノ試験ト其ノ規程ヲ統一  
スヘキコトヲ言明セラレタルヲ以テ本院ハ裁判所構成法中改正  
法律ノ施行ニ先チ統一試験規程ノ必ス諮詢セラルルニ至ルヘキ  
ヲ期待セリ蓋文官及文官ニ転スルコトヲ得ル公職ヲ通シテ任用  
又ハ就職ノ条件ヲ一轍ニスルハ理ニ於テ然ルヘキ所ナレハナリ  
乃今独司法官及弁護士試験令ヲ制定シ而テ其ノ主義ヲ他ノ現行  
諸試験ト殊別セントスルハ頗ル前日ノ言明ニ違ヘリ本院委員會  
ハ内閣ニ勸告スルニ本案ヲ撤回シ各種試験統一ノ趣旨ニ循ヒ更  
ニ再調セラレンコトヲ以テセント欲ス但受験資格試験、合格証  
書其ノ他ノ規定ハ範ヲ現行文官高等試験ニ採リ程度ニ於テ相讓  
ヲサルコトヲ望ム且現行法ニ依リ享有セル法科大学卒業生ノ特  
權ハ現在學生ニ限り特ニ之ヲ留保セシムルカ為改正規程ノ施行  
ヲ相当延期セラル、ノ至当ナルヲ信ス此ノ議幸ニ内閣ノ採納ス  
ル所ト為リ所見ヲ本會ニ報告スルニ至ラサルコトヲ得ハ誠ニ委  
員會ノ本懐ナリ

司法官及弁護士試験令

〔下札4〕

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ枢密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

大正四年四月十九日

内閣総理大臣伯爵大隈重信

〔印〕



## 勅令第 号

## 司法官及弁護士試験令

第一条 裁判所構成法第五十八条ノ試験ハ司法官及弁護士試験ト称ス

第二条 司法官及弁護士試験ハ本令ニ依リ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ

試験ノ期日ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第三条 帝国臣民タル男子ニシテ左ノ各号ニ該当セサル者ハ司法官及弁護士試験ヲ受クルコトヲ得

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

三 禁治産者、準禁治産者

第四条 司法官及弁護士試験ヲ分チテ普通学試験及専門学試験トシ普通学試験ニ合格シタル者ニ非サレハ専門学試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五条 普通学試験ハ受験者専門学試験ヲ受クルニ相当ナル普通学ノ知識ヲ有スルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ目的トス

第六条 普通学試験ハ中学校卒業ノ程度ヲ標準トシ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

- 一 国語及漢文
- 二 歴史及地理
- 三 外国語

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種ヲ選択セシム

第七条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ普通学試験ヲ免ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立若ハ公立ノ学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者

四 司法大臣ニ於テ前各号ノ一二該当スル者ト同等以上ノ學歷ヲ有スト認ムル者

第八条 専門学試験ハ受験者司法官又ハ弁護士タルニ必要ナル専門学ノ知識及其ノ応用ノ能力ヲ有スルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ目的トス

第九条 専門学試験ヲ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

筆記試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法及行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 国際私法

口述試験ハ左ノ科目ノ中ニ就キ試験委員ニ於テ三科目ヲ選ビ

之ヲ行フ

一 民法

二 商法

三 刑法

四 民事訴訟法

五 刑事訴訟法

第十条 普通学試験又ハ専門学試験ノ筆記試験若ハ口述試験ノ

成績ハ各別ニ之ヲ決定ス

普通学試験又ハ専門学試験ノ筆記試験ノ合格ノ効力ハ各別ニ

之ヲ保有ス

第十一条 試験ノ合格者及其ノ優劣ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ

議定スル所ニ依ル

第十二条 試験合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

普通学試験又ハ専門学試験ノ筆記試験ニ合格シタル者ニハ其

ノ請求ニ因リ合格証明書ヲ付与ス

専門学試験ノ口述試験ニ合格シタル者ニハ司法官及弁護士試

験ノ合格証書ヲ付与ス

第十三条 受験出願者ハ出願ノ都度手数料十円ヲ納ムヘシ

第十四条 司法官及弁護士試験ハ司法官及弁護士試験委員之ヲ

行フ

第十五条 司法官及弁護士試験委員ハ司法大臣ノ監督ニ屬ス

第十六条 司法官及弁護士試験委員ハ委員長及委員若干人ヲ以

テ組織ス

司法官及弁護士試験委員長及委員ハ司法省高等官及判事検事

ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

司法大臣ハ他ノ官庁ノ高等官又ハ弁護士若ハ法律学ヲ修メタ

ル法学博士ニ試験委員ヲ囑託スルコトヲ得

第十七条 司法官及弁護士試験ノ庶務ニ従事セシムル為書記ヲ

置ク

書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣

之ヲ命ス

第十八条 司法官及弁護士試験委員長ハ委員及書記ヲ監督シ試

験ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

第十九条 司法官及弁護士試験委員長及委員ニハ三百円以内、

試験委員附属ノ書記ニハ五十円以内ノ手当ヲ給スルコトヲ得

第二十条 試験ニ関スル細則ハ司法大臣之ヲ定ム

附則

普通学試験ハ本令施行ノ日ヨリ五年間之ヲ行ハス

(朱書)  
参照

高等試験法案

大正五年二月第三十七議會  
衆議院通過

高等試験法

第一条 行政科、司法科及外交科ノ試験ヲ高等試験ト称シ本法

ニ依リ之ヲ行フ

第二条 高等試験ハ之ヲ資格試験トス

第三条 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ

第四条 高等試験委員ハ委員長及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第五条 高等試験委員長及委員ハ各官庁高等官、判事、検事、

弁護士、帝国大学法科大学教授及専門学校令ニ依リ法律学及  
 経済学ヲ教授スル官、公、私立学校教員ノ中ヨリ試験挙行毎  
 ニ之ヲ命ス

第六条 日本臣民ニシテ成年以上ノ男子ハ高等試験ヲ受クルコ  
 トヲ得

第七条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者及試験ニ関  
 スル規定ニ違反シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス  
 試験ニ合格シタル後前項ノ事実発覚シタルトキハ其ノ合格ヲ  
 無効トス

第八条 高等試験ハ分チテ第一次試験及第二次試験トス

第一次試験ハ筆記試験トシ第二次試験ハ筆記試験及口述試験  
 トス

第一次試験及第二次筆記試験ノ合格ハ各独立シテ其ノ効力ヲ  
 有ス

第九条 第一次試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二次試験ヲ受  
 クルコトヲ得ス

第二次筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ受クル  
 コトヲ得ス

第十条 高等試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ授与ス

第十一条 第一次試験ハ行政科、司法科及外交科ヲ通シ左ノ科  
 目ニ付之ヲ行フ

憲法、民法

第十二条 第二次試験ハ行政科、司法科及外交科ニ付各時期ヲ  
 異ニシテ之ヲ行フ

第十三条 第二次試験科目ハ左ノ如シ  
 行政科

第一 筆記試験科目

行政法、国際公法、刑法、経済学

左ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ付予メ其ノ一科目ヲ選択セ  
 シメ之ヲ試験ス

商法、刑事訴訟法、財政学

第二 口述試験科目

憲法、行政法、刑法、民法、経済学ノ五科目中三科目ニ付之  
 ヲ行フ

司法科

第一 筆記試験科目

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際私法

第二 口述試験科目

民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ五科目中三科  
 目ニ付之ヲ行フ

外交科

第一 筆記試験科目

外国語、国際公法、国際私法、経済学

外国語ハ英語、仏語、独語、露語及支那語ノ中予メ其ノ一ヲ  
 選択セシメ之ヲ試験ス

左ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一科目ヲ選択セシメ之ヲ試  
 験ス

刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、外交史、商業史、商

業学、財政学

第二 口述試験科目

憲法、国際公法、国際私法、経済学ノ四科目ニ付之ヲ行フ

附則

行政科試験ノ合格者ハ高等文官、司法科試験ノ合格者ハ司法官  
試験及弁護士、外交科試験ノ合格者ハ外交官及領事官タルノ資  
格ヲ有ス

<sup>(朱書)</sup>  
〔参照〕

文官任用令

大正二年七月  
勅令第二百六十一号

第一条 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設  
クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 勅任文官ハ第五条第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文  
官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ一年以上高等官三等  
ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三条 第五条第一項ノ資格ヲ有セス一年以上勅任文官ノ職ニ  
在リタル者又ハ奏任文官トシテ一年以上高等官三等ノ職ニ在  
リタル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任  
用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二号第一条ニ掲  
クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 陸海軍将官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ  
得

第五条 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官高等試験ニ合格シタル者

二 外交官及領事官試験ニ合格シ一年以上外交官又ハ領事官  
ノ職ニ在リタル者

三 一年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文  
官ニ任用スルコトヲ得

第六条 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学  
校ヲ卒業シタル者

二 一般ノ専門学校入学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

三 専門学校令ニ依リ法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ  
教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業  
シタル者

四 文官普通試験ニ合格シタル者

五 文官高等試験ニ合格シタル者

六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 五年以上雇員タル者

第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高  
等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普  
通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ  
之ヲ任用スルコトヲ得

〔朱書〕  
〔参照〕

## ●外交官領事官及書記生任用令

明治二十六年十月三十一日

勅令第八十七号總、外、大臣副署

改正 二九年第一七二号、三〇年第二九一号

朕外交官領事官及書記生任用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 外交官領事官及書記生任用令

第一条 外交官及領事官ハ外交官及領事官試験ニ合格シタル者ニアラサレハ任用スルコトヲ得ス

第二条 本令ニ依リ初メテ外交官又ハ領事官ニ任用セラル、者ハ外交官補又ハ領事官補トス

第三条 外交官補及領事官補ハ外国ニ在勤シタル後ニアラサレハ其ノ他ノ外交官又ハ領事官ニ任用スルコトヲ得ス

第四条 本令ニ依リ任用シタル外交官及領事官ニシテ在職滿一年以上ノ者ハ外務省高等官ニ外務省高等官ニシテ在職滿一年以上ノ者ハ外交官又ハ領事官ニ任用スルコトヲ得

前項ニ依リ外交官又ハ領事官ニ任用スル者ニハ本令第二条ヲ適用セス

第五条 【公使館書記生及領事館書記生】ハ【公使館書記生及領事館書記生】試験ニ合格シタル者ニアラサレハ任用スルコトヲ得ス

第六条 本令ニ依リ任用シタル【公使館書記生又ハ領事館書記生】ニシテ在職滿一年以上ノ者ハ外務省判任官ニシテ在職滿一年以上ノ者ハ【公使館書記生又ハ領事館書記生】ニ任用スル

第七条 外交官領事官試験規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 特命全權公使、弁理公使ハ本令ノ規程ニ拘ラス之ヲ任用スルコトヲ得

第九条 外務省留學生ハ別ニ試験ヲ要セス【公使館書記生又ハ領事館書記生】ニ任用スルコトヲ得

第十条 本令施行ノ際外務省高等官、外交官又ハ領事館ノ職ニ在ル者ハ第四条ノ制限ニ拘ラス任用スルコトヲ得

コトヲ得

第十一条 本令施行ノ際外務省試験タル者又ハ試験ニ採用セラ

ルヘキ資格ヲ有シテ公使館書記生又ハ領事館書記生タル者ハ別ニ試験ヲ要セス外交官補又ハ領事館補ニ任用スルコトヲ得

第十二条 本令施行ノ際外務省判任官、公使館書記生又ハ領事館書記生タル者ハ第六条ノ制限ニ拘ラス任用スルコトヲ得

第十三条 公使館又ハ領事館ニ雇員トシテ現ニ在勤スル者ハ本令施行ノ後三箇月間ニ限り別ニ試験ヲ要セス公使館書記生又ハ領事館書記生ニ任用スルコトヲ得

第十四条 本令ハ貿易事務官ニ適用ス

第十五条 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

明治二十二年閣令第五号ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

〔朱書〕  
〔参照〕

●文官試験委員官制

中央大学史資料集 第13集

正誤表をご確認ください

中央大学史資料集 第13集

正誤表をご確認ください

中央大学史資料集 第13集

正誤表をご確認ください

中央大学史資料集 第13集

正誤表をご確認ください

中央大学史資料集 第13集

明治二十七年五月二十五日

勅令第五十四号総、大臣副署

朕文官試験委員官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

文官試験委員官制

第一章 文官高等試験委員

第一条 文官高等試験委員ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ文官高等試験及奏任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務並文官普通試験科目ニ関スル事務ヲ管掌ス

第二条 文官高等試験委員ハ委員長長常任委員及臨時委員ヲ以テ組織シ各官庁高等官ノ中ヨリ内閣総理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

第三条 文官高等試験委員長ハ委員ヲ監督シ其ノ一切ノ事務ヲ統理ス

第四条 文官高等試験常任委員ハ三人ヲ以テ定員トス委員長ノ監督ヲ承ケ文官高等試験及奏任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務並文官普通試験科目ニ関スル事務ヲ掌ル

第五条 文官高等試験臨時委員ハ文官高等試験施行ノ際之ヲ命ス委員長ノ監督ヲ承ケ文官高等試験ノ事ヲ掌ル

第六条 文官高等試験委員長及常任委員ニハ一箇年三百円以内臨時委員ニハ二百円以内ニ於テ事務ノ繁簡ニ従ヒ手当トシテ之ヲ給ス

第七条 文官高等試験委員ノ事務ニ関シ常任書記及臨時書記ヲ

置ク

第八条 常任書記ハ内閣所屬又ハ法制局判任官臨時書記ハ各官

庁ニ奉職スル吏員ノ中又ハ其ノ他ヨリ之ヲ命ス

書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第九条 常任書記ハ三人ヲ以テ定員トス臨時書記ハ文官高等試験施行ノ際必要ニ応シ之ヲ命ス

第十条 書記ニハ事務ノ繁簡ニ従ヒ百円以内ノ手当ヲ給ス

第二章 文官普通試験委員

第十一条 文官普通試験委員ハ之ヲ各官庁ニ置ク長官ノ監督ニ属シ文官普通試験及判任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ管掌ス

第十二条 中央官庁ノ文官普通試験委員長及委員ハ長官其ノ庁ノ高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

第十三条 地方官庁ノ文官普通試験委員長及委員ハ長官其ノ庁ノ官吏及府県立学校教官ノ中ヨリ之ヲ命ス但北海道ニ在テハ

【札幌農学校】教官ヲ以テ之ニ加フルコトヲ得

第十四条 文官普通試験委員長ハ委員ヲ監督シ其ノ一切ノ事務ヲ統理ス

第十五条 文官普通試験委員ハ委員長ノ監督ヲ承ケ文官普通試験及判任文官任用ノ銓衡ニ関スル事務ヲ掌ル

第十六条 文官普通試験委員ノ事務ニ関シ書記ヲ置キ各官庁ノ判任官ノ中ヨリ之ヲ命ス  
書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

(米世)  
〔参照〕

●外交官及領事官試験委員官制

明治二十六年十月三十一日

勅令第二百二十六号総、外、大臣副署

改正 四四年第二二二二号

朕外交官及領事官試験委員官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

外交官及領事官試験委員官制

第一条 外交官及領事官試験ヲ施行スル為ニ外交官及領事官試

験委員ヲ置キ外務大臣ノ管轄ニ属セシム

第二条 外交官及領事官試験委員ハ左ノ人員ヲ以テ組織ス

委員長 外務大臣

委員

外務省政務局長

外務省通商局長

外務省〔取調局長〕

文官高等試験委員二名

帝国大学教授二名

外務次官、外務省政務局長、外務省通商局長又ハ外務省〔取

調局長〕ニ欠員又ハ事故アルトキハ臨時他ノ高等官ヲ以テ之

ニ充ツ

第三条 前条委員ノ外臨時必要アルトキハ臨時試験委員ヲ命ス

ルコトヲ得

第四条 外交官及領事官試験委員ハ職務上当然委員長又ハ委員

タル者ヲ除クノ外外務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

臨時委員亦同シ

第五条 試験事務ニ関シ庶務ニ従事セシムル為ニ書記ヲ置キ外

務省判任官ヲ以テ之ニ充ツ

第六条 外交官及領事官試験委員並臨時試験委員ニハ外務省官

吏ヲ除クノ外年額百円以内ノ手当金ヲ給スルコトヲ得

附則

第七条 本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス

⑩

高等試験施行細則

第一条 高等試験又ハ高等試験受験資格檢定試験ヲ受ケムトス

ル者ハ受験願書ニ履歷書ヲ添ヘ官報ヲ以テ公告シタル期日迄

ニ高等試験委員長ニ提出スヘシ

第二条 高等試験令第四条第一項第一号乃至第四号ニ該当スル

者及第七条第一項ニ該当スル者ハ前条ニ定ムル書類ノ外其ノ

資格ヲ証明スルニ足ルヘキ書類ヲ添付スヘシ

第七条第二項ニ該当スル者ハ受験願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第三条 予備試験及外交科試験ノ選択外国語ハ受験願書ニ予メ

其ノ種類ヲ記載スヘシ高等試験令第十二条第三項ノ外国語ニ

付亦同シ

第四条 受験手数料ハ収入印紙ヲ用キ受験願書ニ貼附スヘシ但

シ試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

第五条 受験願書及〔<sup>(抹消)</sup>証書又ハ証明書ヲ除クノ外〕添附書類ハ

〔<sup>(加筆)</sup>証書又ハ証明書ヲ除クノ外〕受験出願ノ取消ヲ求ムルモ之ヲ

還付セス

第六条 試験ノ日時及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第七条 受験者試験当日開試ノ時間迄ニ出席セス又ハ試験ノ半

途ニテ休止シタルトキハ其ノ<sup>(採選)</sup>〔期ノ〕試験ヲ受クルコトヲ得ス

第八条 受験者ハ試験委員長ノ揭示其ノ他試験委員ノ指示ヲ遵

守スヘシ之ニ違フ者ハ試験ヲ受ケシメサルコトアルヘシ

第九条 高等試験及高等試験受験資格検定試験ノ合格者ノ氏名

ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十条 高等試験及高等試験受験資格検定試験ニ関シ本令ニ定

ムルモノノ外必要ナル事項ハ高等試験委員長之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

通機密送第一四一号

大正六年十月十八日

外務省通商局長 中村 巍 閣

法制局参事官 馬場 鏡一 殿

高等試験令案等ニ関スル意見送付ノ件

去十月六日御手交ノ高等試験令并ニ外交官領事官及書記生任用  
令勅令案ニ関スル当省意見左ノ通りニ有之候間左様御了承相成

度候也

左記

一、高等試験令勅令案第七条ハ原案ヲ復活スルコト

二、同令附則末項追加ニ異儀ナキコト

三、外交官、領事官及書記生任用令改正ニ関スル勅令案ハ予テ

内議之通貴局ノ起草ヲ煩ハスコト

司法省職補第一一二九号

今般試験制度ノ改正ニ伴ヒ大正七年度ヨリ施行相成候司法部試  
験ノ及第者中従来ノ規定ニ依リ判事検事登用試験ノ受験資格ナ  
キ者ハ当省ニ於テハ司法官試験ニハ採用セサル都合ニ有之候間  
制度調査上ノ御参考迄ニ右申進置候也

大正六年十月十二日

司法次官法学博士 鈴木喜三郎 閣

法制局長官 有松英義 殿

司法省職補第一一三〇号

今般試験制度改正実施相成候ニ付テハ大正七年度試験費用ノ儀  
ハ受験資格検定試験予備試験及第一次試験ニ関スル分ハ各其志  
願者ノ行政科、外交科又ハ司法科ナルカニヨリ受験者ノ員数ニ  
按分シテ各庁従来ノ予算経費中ヨリ負担支弁シ第二次試験ハ各  
科夫々主務省所管ノ経費ヨリ支弁致候方可然当省ニ於テハ右ニ  
御決定相成異存無之候条此段特ニ申進候也

大正六年十月十二日

司法次官法学博士 鈴木喜三郎 閣

法制局長官 有松英義 殿

(表紙)

参考書三通

内閣用

第六条ヲ左ノ如ク追加修正ス



受験者ノ申出ニ依リ支那、露西亞、伊太利(加筆)阿蘭(加筆)若クハ西班牙  
牙語ヲ以テ之ニ代ルヲ得(抹消)

〔其他外国語ニ就テハ〕(加筆)其但(加筆)受験者ノ(加筆)呈出(加筆)願ニ依

リ(抹消)〔試験委員ニ於テ適當ト認ムルモノ〕他ノ外国語ヲ以テ之ニ

代ユルコトヲ得(抹消)〔試験委員ノ不適當ト認ムルモノハ此限ニ

在ラス(加筆)〔和國語試験ハ〕受験者ノ願アリタル場合ニ於テハ他ノ

國語ヲ以テ之ニ代(加筆)〔フ〕ユルコトヲ得但シ(加筆)〔高等〕試験委員ニ於

テ不適用ト認ムルモノハ此限ニ在ラス

第六條ニ追加案

其他ノ外国語ニ於テハ志願人ノ申立ニ依リ(加筆)〔試験委員ノ適當

ト認ムル〕(抹消)〔特ニ〕他ノ國語ヲ以テ之ニ代ユルコトヲ得

〔試験委員ノ選択〕

花押(本野) 花押(後藤) 花押(勝田)

花押(天島) 花押(加藤) 花押(中小路)

花押(松室) 花押(岡田)

花押(天島) 花押(松室)

花押(天島) 花押(松室)

高等試験令外三件

右審査委員会来ル十二月三日午前正十時ヨリ永田町本院事務所

ニ於テ相關カレ候ニ付國務大臣出席セラレ候様御取計相成度依

命此段及照会候也

追テ別ニ説明員差出サレ差支無之候依命併テ申進候也

大正六年十一月三十日

枢密院書記官

内閣書記官御中

外務大臣(朱書)

司法大臣(注記41)

〔通牒〕

一 高等試験令

一 普通試験令

一 高等試験委員及普通試験委員官制

一 文官任用令中改正ノ件

一 外交官領事官及書記生任用令中改正ノ件

右来ル(朱線)十六日午前十時會議被相關候ニ付説明員出席セラレ候様

御取計相成度依命此段及照会候也

大正七年一月十一日

枢密院書記官

内閣書記官御中

法制局長官(朱書)

外務次官

司法次官

〔通牒〕

別紙拓殖局長官ノ内申ニ係ル文官任用資格ニ關スル件ハ別案文

官任用令中改正勅令案ニ其ノ趣旨ニ副ヘル規定ヲ追加シタリ但

シ朝鮮總督府司法官試補ヲ經テ二年以上朝鮮總督府判事又ハ檢

事タル者ニ付テ其ノ資格ヲ認ムルコトハ尚大ニ攻究ヲ要スルヲ

以テ他日ノ證議ニ讓リ可然ト思考ス右答申候也

大正六年十月二十四日

(注記40)

(注記39) (注記38) (注記37)

(注記45)

(注記44)

(注記43)

(注記42)

法制局長官 有松英義團

内閣総理大臣伯爵寺内正毅殿

文官任用令 大正二年七月  
勅令第二百六十一号

第一条 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 勅任文官ハ第五条第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三条 第五条第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二号第一条ニ掲クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 陸海軍将官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五条 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官高等試験ニ合格シタル者

二 外交官及領事官試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第六条 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学校ヲ卒業シタル者

二 一般ノ専門学校入学ニ関スル試験檢定ニ合格シタル者

三 専門学校令ニ依リ法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業シタル者

四 文官普通試験ニ合格シタル者

五 文官高等試験ニ合格シタル者

六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 五年以上雇員タル者

第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得

朝鮮總督府判事及検事ノ任用ニ関スル件明治四十三年勅令第三百二十四号第一条及第二条ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

明治四十三年十月一日 朝鮮總督 子爵寺内正毅

制令第六号 (官報十月十日)

(注記46) (加筆) 朝鮮總督府判事及検事ハ裁判所構成法ニ依リ判事、検事又ハ司法官試験補タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス (加筆)

朝鮮總督府判事ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府檢事ニ、朝鮮總督府  
檢事ノ職ニ在ル者ハ朝鮮總督府判事ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ  
得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際統監府判事又ハ檢事ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際  
ニ限り特ニ之ヲ朝鮮總督府判事又ハ檢事ニ任用スルコトヲ得

明治四十三年制令第六号中改正ノ件明治四十四年法律第三十号

第一条及第二条ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

大正二年四月五日 朝鮮總督 伯爵寺内正毅

制令第五号 (官報四月十四日)

明治四十三年制令第六号中左ノ通改正ス

第一項ヲ左ノ如ク改ム

朝鮮總督府判事及檢事ハ裁判所構成法ニ依リ判事若ハ檢事タ  
ル資格ヲ有スル者又ハ朝鮮總督府司法官試補トシテ朝鮮總督  
府裁判所及檢事局ニ於テ一年以上実務ノ修習ヲ為シ試験  
ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

前項ノ修習及試験ニ関スル規則ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督府司法官試補ハ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル  
資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ命ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

● 關東都督府法院判官及檢察官任用令

明治三十九年八月一日

勅令第二百一号總、外、大臣副署

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ關東都督府法院判事及檢察官任用令ヲ  
裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

關東都督府法院判官及檢察官任用令

關東都督府法院判官及檢察官ハ裁判所構成法ニ依リ判事又ハ檢  
事タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附則

本令ハ明治三十九年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

(朱書)

● 台湾總督府法院條例

明治三十一年七月

律令第十六号

第五条 各法院ニ判官ヲ置ク

判官ハ勅任又ハ奏任トス台湾總督之ヲ補職ス

裁判所構成法ニ於テ判事タルノ資格アル者ニアラサレハ判官  
タルコトヲ得ス

● 台湾總督府法院檢察官任用方

明治三十二年六月

勅令第三百号

朕台湾都督府法院檢察官任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
台湾都督府法院檢察官ハ判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル者ノ中

ヨリ之ヲ任用ス

(朱書)  
〔●裁判所構成法 明治二十三年二月〕  
法律第六号

第二編 裁判所及検事局ノ官吏

第一章 判事又ハ検事ニ任セラル、ニ必要ナル準備及資格

第五十七条 判事又ハ検事ニ任セラル、ニハ第六十五条ニ掲ケタル場合ヲ除キ二回ノ競争試験ヲ経ルコトヲ要ス

第五十八条 志願者前条ノ競争試験ヲ受ケ得ルニ必要ナル資格並ニ此ノ試験ニ関ル細則ハ判事検事登用試験規則中ニ司法大臣之ヲ定ム

第一回試験ニ及第シタル者ハ第二回試験ヲ受クルノ前試験トシテ裁判所及検事局ニ於テ<sup>(抹消)</sup>二年間<sup>(加筆、朱書)</sup>一年六月以上<sup>(抹消)</sup>実地修習ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ修習ニ関ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第五十九条 司法大臣ハ試験ノ行状罷免スルニ足レリ認ムルトキハ何時ニテモ之ヲ罷免スルコトヲ得此ノ罷免ニ関ル細則モ亦試験規則中ニ之ヲ定ム

第六十条 一年以上修習ヲ為シタル試験ハ其ノ修習ヲ現ニ監督スル判事ノ命アルトキ区裁判所ニ於テ或ル司法事務ヲ取扱フコトヲ得

予審判事及地方裁判所ノ受命判事モ亦其ノ附属ノ試験ヲシテ自己ニ代リ或ル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第六十一条 試験ハ如何ナル場合ニ於テモ左ノ事務ヲ取扱フノ

権ヲ有セス

第一 訴訟事件ト非訟事件トニ拘ラス裁判ヲ為ス事

第二 証拠ヲ調フル事但シ前条第二項ノ場合ヲ除ク

第三 登記ヲ為ス事

第六十二条 第二回ノ競争試験ニ及第シタル試験ハ判事又ハ検事ニ任セラルルコトヲ得

第六十三条 新任ノ判事又ハ検事ハ欠位アルトキ之ヲ区裁判所若ハ地方裁判所ノ判事又ハ区裁判所若ハ地方裁判所ノ検事ニ補ス

司法大臣ハ欠位アルマテ新任ノ判事又ハ検事ニ予備判事又ハ予備検事トシテ勤務スルコトヲ命シ之ヲ司法省又ハ区裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ裁判所ノ検事局ニ用ウ

第六十四条 区裁判所又ハ地方裁判所又ハ其ノ検事局ニ用井ラレタル予備判事又ハ予備検事ハ判事又ハ検事差支アリテ職務ニ従事スルコトヲ得ス且通常代理ノ規程ニ依リ難キコトアルトキハ第三十二条ノ制限ニ従ヒ司法大臣ハ之ニ其ノ判事又ハ検事ヲ代理セシムルコトヲ得

司法大臣ハ区裁判所又ハ地方裁判所ノ判事又ハ其ノ検事局ノ検事ニ一時欠位アル間ハ此ノ法律ノ範圍内ニ於テ予備判事又ハ予備検事ヲ以テ之ヲ充タスコトヲ得

第六十五条 三年以上帝国大学法科教授若ハ弁護士タル者ハ此ノ章ニ掲ケタル試験ヲ経スシテ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得

帝国大学法科卒業生ハ第一回試験ヲ経スシテ試験ヲ命セラ

ル、コトヲ得

第六十六条 左ニ掲ケタル者ハ判事又ハ検事ニ任セラル、コトヲ得ス

第一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

第三 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ統監府判事及検事ノ任用ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

(注記47) 明治四十二年十月十六日

内閣総理大臣 侯爵桂太郎

勅令第二百五十五号(官報十月十八日)

統監府判事及統監府検事ハ裁判所構成法ニ依リ判事検事又ハ司法官試補タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

附則

本令ハ明治四十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際韓国ノ判事又ハ検事ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り特ニ之ヲ統監府判事又ハ統監府検事ニ任用スルコトヲ得  
三年以上裁判所、統監府法務院若ハ統監府裁判所ノ書記ノ職ニ在リタル者又ハ三年以上理事庁属ノ職ニ在リ法律事務ニ従事シタル者ハ本令施行後二年間ヲ限り統監ノ定ムル所ニ依リ試験ヲ経テ特ニ之ヲ統監府判事又ハ統監府検事ニ任用スルコトヲ得

前項ノ在職年数ハ裁判所、統監府法務院、統監府裁判所及理事庁ニ在職シタル期間ヲ通算ス

(朱書)

●文官任用令第五条及第六条ノ解釈ニ関スル件

内閣へ回答

大正二年九月廿三日 法制局ヨリ

一 文官任用令第五条ノ判事又ハ検事トハ旧任用令第二条ノ判事又ハ検事ト同一ニシテ朝鮮総督府判事又ハ朝鮮総督府検事ヲ包含セス凡ソ法令ニ於テ判事又ハ検事トアルハ裁判所構成法ニ依リ任用セラレタル者ヲ指スカ故ニ単ニ判事又ハ検事ト謂フハ則朝鮮総督府判事又ハ朝鮮総督府検事ヲ包含セサル義ナリ且朝鮮総督府ノ判事又ハ検事タルヘキ者ノ資格ハ法律ヲ以テセスシテ制令ヲ以テ之ヲ定ムルノミナラス現ニ朝鮮総督府ノ判事又ハ検事タル者ノ中ニハ裁判所構成法ノ定ムルカ如キ資格ヲ有セスシテ嘗テ統監府ノ判事又ハ検事ニ採用セラレ更ニ明治四十三年制令第六号附則ニ依リ任用セラレタル者アルカ故ニ朝鮮総督府ノ判事又ハ検事ハ之ヲ内地ノ判事又ハ検事ト同一ニ論スルコトヲ得ス

二 (略)

三 (略)

(朱書)

●朝鮮総督府官房総務局長ヨリ内閣書記官長ヘノ照会

文官任用令第五条及第六条ノ解釈ニ関シ別記ノ廉承知致度此段及照会候也

記

一、二年以上朝鮮總督府判事又ハ檢事ノ職ニ在リタル者ハ文官  
任用令第五條第一項第三号ニ依リ奏任文官ニ任用スルコト  
ヲ得ルヤ

二、(略)

三、(略)

拓秘第三六六号  
(注記48)

大正六年十月十九日

(注記49)

拓殖局長官白仁武印

印割

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

文官任用資格ニ関スル件

裁判所構成法ニ依リ判事檢事タル資格ヲ有スル者ニシテ二年以  
上朝鮮總督府判事檢事又ハ台湾總督府法院判官檢察官タル者ニ  
(注記50)付内地ノ判事檢事ト同様普通奏任文官タルノ資格ヲ認メラレ候  
様文官任用令中相当改正相成度旨曩ニ内務大臣ヨリ内申相成居  
候処朝鮮總督府司法官試補ヲ經テ二年以上朝鮮總督府判事檢事  
タル者並裁判所構成法ニ依リ判事又ハ檢事タル資格ヲ有スル者  
ノ内ヨリ任用セラレ二年以上関東都督府法院判官檢察官タル者  
亦学職經驗共ニ文官任用令第五條第一項第三号ノ判事檢事タル  
者ト差異アルヲ認メ難キニ付此ノ分モ併セテ至急御詮議相成度  
此段及内申候也

(注記54)

大正五年十月廿三日

内務大臣男爵後藤新平印

内閣總理大臣伯爵寺内正毅殿

文官任用資格ニ関スル件内申

裁判所構成法ニ依リ判事檢事タルノ資格ヲ有スル者ニシテ朝鮮  
總督府判事檢事又ハ台湾總督府法院判官檢察官タル者ハ学識經  
(注記55)驗共ニ内地ノ判事檢事ト同一視スヘキモノナルニ文官任用令第  
五條ニ於テ二年以上内地ノ判事檢事タリシ者ノミニ奏任文官タ  
ルノ資格ヲ与ヘタルハ彼此權衡ヲ得サル義ト存候条同條第一項  
第三号改正ノ義御詮議相成度

内務省二、秘第一六四八号(ノ内)  
(加筆)

大正五年十月廿三日

久保田内務次官印

兎玉内閣書記官長殿

文官任用令改正ノ件ニ付照会

本件ニ関スル内申書今回大臣更迭ノ故ヲ以テ返却相成候ニ付本  
日更メテ内申相成候右ニ付テハ朝鮮總督府ヨリ實際上ノ不便少  
カラサル趣ヲ以テ至急詮議方数次申出有之候条可然御配慮相煩  
度

人送第一二五号

関東都督府法院ノ判官及檢察官タル者文官任用令ニ於テ

普通奏任文官タルノ資格認定方ニ関スル件

(注記51)  
内務省一、秘第一六四八号

(注記53)

本件ニ関シ本月十四日付ヲ以テ御照会ノ趣了承右ハ至極困惑ニ有之候ニ付関東都督府法院ノ判官及檢察官タル者モ朝鮮總督府判事、檢事又ハ台湾總督府法院判官、檢察官ト同様普通奏任文官タルノ資格ヲ認メラレ候様御詮議相成度此段及回答候也

大正五年七月二十二日

外務次官 幣原喜重郎 印

内閣法制局長官高橋作衛殿

拝啓益御清穆奉慶賀候

陳者本府ノ提案ニ係ル朝鮮總督府判事及檢事ニ奏任文官タル資格ヲ賦与セムトスル文官任用令改正ノ件ハ目下貴局ニ於テ御詮議中ノ趣ニ候処本件ハ其ノ提唱以來既二三年ヲ閱スルニ拘ラヌ未タ何等ノ解決ヲ見サル次第ナルヲ以テ茲ニ本問題ニ関スル從來ノ經過ヲ述ヘ之カ為テ特ニ御配慮ヲ煩ハシ度ト存候

本件ニ付テハ大正二年十一月一日司秘第四五三号ヲ以テ總督ヨリ内閣總理大臣ニ対シ朝鮮總督府判事檢事ニシテ左ニ記載シタル者ハ其ノ任用資格及職務ノ性質上文官任用令第五條第一項第三号ニ掲クル者ト同一視スヘキモノナルニ依リ權衡上之ニ対シ特ニ奏任文官タルノ資格ヲ有セシムルノ規定ヲ設ケラレタキ旨照会ヲ為シ猶其ノ後再三申出ノ末翌大正三年十月三日附内務省二秘第一六四八号ヲ以テ下岡内務次官ヨリ小官ニ宛テ左記第一号ニ付テハ内務大臣ヨリ總理大臣ニ対シ相当ノ時機ニ於テ文官任用令改正方内申相成居候ニ付更ニ取急キ詮議相成候様再ヒ内申ニ及ハレタル旨及同第二号、第三号ニ付テハ詮議相成ラサル

趣回答有之候

然ルニ本府ノ所見ニ於テハ左記第二号ニ掲クル朝鮮總督府判事及檢事ハ裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ有スル者朝鮮總督府司法官試補トシテ一年六月以上実務ノ修習ヲ為シ試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用シタル者ナルヲ以テ其ノ任用資格及職務ノ性質等全ク文官任用令第五條第一項第三号ニ掲クル所ノ判事檢事ト同一ニシテ奏任文官タルノ任用資格ニ付其ノ間等差ヲ設クヘキ理由ナク又左記第三号ニ掲クル所ノ者ハ司法官試補トシテ実務ノ修習ヲ經タル者ニ非レトモ其ノ修習ノ期間ト等シキ年月ヲ同第二号ニ掲クル者ノ在職年数ニ加算シ三年六月以上在職シタル者ニ資格ヲ与ヘムトスルニ在ルヲ以テ是亦第二号ニ掲クル者ト何等區別ヲ存スヘキ理由ナク權衡上共ニ奏任文官タル資格ヲ与ヘラルルヲ当然ノ儀ナリト思料シ以上ノ趣旨ヲ以テ其ノ点ニ関シ大正三年十月十九日再ヒ及照会候処同年十一月十一日附内務省二秘第一六四八号ヲ以テ總督府司法官試補カ実務試験ニ合格シテ判事檢事ニ任セラレタル者ニ付テハ試験ノ程度如何ニ依リ詮議相成ルヘキニ付実務試験ノ成績ヲ具シ申出ツヘク司法官試補ヲ經スシテ直ニ判事檢事ニ任セラレタル者ニ対シ広ク高等文官任用資格ヲ与フル事ハ文官任用令ニ於ケル一大例外ニ屬シ他トノ權衡モアリ之カ為此ノ際急速ニ詮議相成兼ヌル旨同次官ヨリ回答有之結局先ツ左記第一号ニ掲クル者ニ付テノミ詮議相成ルヘキ旨申來リ候爾來一年有半ヲ經過スルモ改正ノ儀行ハレサルヲ以テ更ニ本年六月二十六日司秘第二六八号ヲ以テ小官ヨリ久保田内務次官宛前頭第一号ノ者ニ付テハ至

急相当ノ改正行ハレ候様及照会候ヘトモ之ニ対シ何分ノ回答ニ接セサル義ニ有之候

前述致候如ク左記第一号ノ者ニ付テハ内地ノ判事検事ト同シク奏任文官タル資格ヲ有セシメラルルコトハ寔ニ相当ニシテ内閣亦之ニ関シ別ニ異論ヲ持セラルルカ如キコトナカルヘシト思料シ速ニ其ノ改正ノ行ハルルヲ切望スル所ニ御座候処未タ之カ実現ヲ見サル為實際職員採用上幾多ノ不便ヲ感シツツアルノ状況ニ有之現ニ朝鮮總督府判事検事ハ実務試験ニ合格シタル本府司法官試験補ヨリ之ヲ採用スト雖之ノミヲ以テハ到底十分ニ其ノ必要ヲ充タスニ足ラサルヲ以テ多ク内地ノ判事検事中任官後未タ久シカラサル少壯下級ノ者ヨリ採用スルノ例ナルモ任用令ニ於テ二年以上内地ノ判事検事タリシ者ニ非サレハ奏任文官タル資格ヲ有セシメサル結果未タ其ノ資格ヲ有セサル少壯者ハ任用ニ応セムトセス之カ為有為俊秀ノ人材ヲ招致スルニ困難ヲ感スル場合ナキニアラサルノミナラス本府ニ於テ典獄又ハ司法部勤務ノ事務官ヲ總督府判事又ハ検事中ヨリ選択セムトスル場合ニ於テ猶且適材ヲ随所ニ求ムルコト能ハサルノ遺憾有之尚今後本件改正ノ行ハルルニ至ル迄ハ依然其ノ不便ヨリ脱却スル能ハス延テ朝鮮ニ於ケル司法事務ノ進展上障害ヲ受クルコト少カラスト存候間右ノ事情ヲ諒セラレ成ルヘク速ニ相当ノ詮議相成候様御配慮願上候

又左記第二号ノ者ニ付テハ実務試験ノ程度ニ依リ御詮議相成ルヘキ由ノ処該試験ハ大正二年府令第四五号朝鮮總督府司法官試験補実務修習及試験規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フモノニシテ其

ノ内容ハ判事検事登用試験規則ニ於ケル第二回試験ノ規定ト毫モ異ナル所ナク而シテ該規則ニ依リ極メテ嚴格ニ之ヲ行ヒツツアルヲ以テ其ノ実質ニ於テモ判事検事登用第二回試験ト何等區別ナキハ勿論実務修習ノ方法及其ノ期間モ司法官試験補ト同一ナルカ故ニ試験ノ成績亦彼此逕庭ナキハ確信シテ疑ハサル所ニ有之候ニ付之ニ依リ採用セラレタル者ト雖均シク奏任文官タル資格ヲ与ヘラルルヲ相当ト思考致候本府ニ於テハ昨大正四年三月初メテ実務試験ヲ行ヒ此ノ制度ニ依ル第一回ノ任官者ヲ出シ爾來試験ヲ行フコト五回十三名ノ合格者有之候条若出来得ヘクハ此等ノ者ニ付テモ併セテ同時ニ御詮議相成候様希望ニ堪ヘサル所ニ御座候

以上申述候如クニシテ未タ本問題ノ解決ヲ見サルハ甚タ遺憾トスル所ニ有之當總督府トシテハ急速ノ御詮議ヲ望ムハ勿論ニ候ヘトモ何分重要ナル勅令ノ改廢ニ関シ候ヲ以テ单独ニ之レカ改正ヲ行フ能ハサル事情モ有之候ハハ是又無已次第ニ付適當ノ機會御見計ノ上必ス御詮議相成候様特ニ御配慮相成度不堪切望候右得貴意度如斯御座候敬具

#### 記

一、裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有スル者ニシテ二年以上朝鮮總督府判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者但シ判事、検事又ハ統監府判事、検事ノ職ニ在リタル期間ヲ在職年数ニ通算ス

二、朝鮮總督府司法官試験補ヲ經テ二年以上朝鮮總督府判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者



三、裁判所構成法ニ依リ司法官試補タル資格ヲ有スル者ニシテ  
三年六月以上朝鮮總督府判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者但  
シ統監府判事又ハ検事ノ職ニ在リタル期間ヲ在職年数ニ通  
算ス

大正五年十一月二十二日

山縣朝鮮總督府政務総監

有松法制局長官殿

(注記56)

大正六年十一月十五日

内閣書記官長<sup>(兒生)</sup>

枢密院書記官長宛回答案

内閣書記官<sup>(下條)(木下)</sup>

高等試験令ノ審査上必要ノ趣ヲ以テ調査方照会相成候事項ニ対  
シ調査ノ結果ハ別紙ノ通ニ有之候

(朱書)  
〔十一月十五日〕

(注記57)

大正六年十一月十四日

二上枢密院書記官長

児玉内閣書記官長殿

照会

目下御諮詢相成居候高等試験令ノ審査上為参考必要有之左記各  
項至急御調査御回報方可然御配慮相煩度

(一) 専門学校入学者檢定規程 <sup>(明治三十六年三月  
文部省令第十四号)</sup>

第八条第一号ニ依リ専門学校ノ入学ニ関シ中学校若クハ

修業年限四箇年ノ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力

ヲ有スルモノト指定セラレタルモノ <sup>(文部省  
告示)</sup> 現在ノ分  
(高等試験令第四条第一項第二号)

(二) 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立ノ  
学校名及其ノ予備科ノ有無既往及現在ノ分 (同第四条第  
一項第三号)

(三) 前記第一項ノ文部大臣指定ノ学校ト文官任用令第六条第  
一号ニ依リ文部大臣ニ於テ中学校ト同等以上ト認定シタ  
ル学校及徴兵令第十三条第一項ニ依リ文部大臣ニ於テ中  
学校ノ学科程度ト同等以上ト認めタル学校トノ異同

(注記1)

〔六年ノ閣甲一六三〕

(注記2)

<sup>(下條)</sup>

(注記3)

〔濟〕

(注記4)

〔一上〕 (簿冊内件名番号)

(注記5)

〔高一〕

(注記6)

〔高二〕

(注記7)

〔高三〕

(注記8)

「高四」  
(注記 9)  
「高五」  
(注記 10)  
「高六」  
(注記 11)  
「高七」  
(注記 12)  
「高八」  
(注記 13)  
「高九」  
(注記 14)  
「高十」  
(注記 15)  
「高十一」  
(注記 16)  
「高十二」  
(注記 17)  
「高十三」  
(注記 18)  
「高十四」  
(注記 19)  
「高十五」  
(注記 20)  
「高十六」  
(注記 21)  
「委一」  
(注記 22)

「委二」  
(注記 23)  
「委三」  
(注記 24)  
「委四」  
(注記 25)  
「委五」  
(注記 26)  
「委六」  
(注記 27)  
「任一」  
(注記 28)  
「任二」  
(注記 29)  
「任三」  
(注記 30)  
「外一」  
(注記 31)  
「外二」  
(注記 32)  
「閣甲」一六三  
(注記 33)  
「下條」  
(注記 34)  
「閣甲」一六三  
(注記 35)  
「参照」  
(注記 36)

「第六十七条、第六十八条及第七十九条ノ改正規定ハ大正三年五月一日ヨリ施行」

(注記 37)

「供覧」

(注記 38)

〔下條(別府(木下) 〇) / 〇 / 〇 / 〇〕

(注記 39)

「内閣書記官」

(注記 40)

「内閣書記官長 / 〇 (見主) 〇」

(注記 41)

〔朱書〕「法制局長官へ通知」

(注記 42)

「供覧」

(注記 43)

「内閣書記官 / 〇 (下條(別府(木下) 〇) / 〇) / 〇 / 〇」

(注記 44)

「内閣書記官長 / 〇 (見主) 〇」

(注記 45)

「内閣総理大臣」

(注記 46)

〔朱書〕「大正二年制令第五号ヲ以テ第一項改正」

(注記 47)

〔朱書〕「非現行」

(注記 48)

「法制局拓第二六号 / 十月廿二日 / 〇 (見主(木下) 〇) / 〇 (天圓) / 花押」

(注記 49)

「法制局」

(注記 50)

「關甲一四九」

(注記 51)

〔朱書(寺内)〕「花押」

(注記 52)

「法制局内第七八号 / 十月廿四日 / 〇 (〇) / 〇 / 文書課長閱了」

(注記 53)

〔朱書(黒田) 〇) / 〇 / 〇 / 〇〕

(注記 54)

「法制局」

(注記 55)

「關甲二二五」

(注記 56)

「關甲一六三 / 〇 (下條) 〇」

(注記 58)

〔朱書〕「至急」

(下札 1)

「以下拾七枚省ク」

(下札 2)

「以下四枚省ク」

(下札 3)

「第二号ヲ削リ以下号数ヲ順次繰上ル花押」

(下紙 4)

「七枚省ク」

〔公文類聚 第四十二編 大正七年卷十一〕 2A, 11, 〇 (1279) 〇